

諮問番号：令和2年度諮問第13号

答申番号：令和2年度答申第18号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

生活に困窮しているにもかかわらず洗濯機、冷蔵庫及びテレビ（以下「洗濯機等」という。）の買替えにより生じた家電リサイクル料金についての生活保護法（以下「法」という。）による保護（以下「保護」という。）の変更申請（以下「本件申請」という。）を却下した原処分（生活保護変更申請却下処分）は、違法又は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

家電リサイクル料金については、経常的最低生活費により賄われる経費であるため、臨時的最低生活費（一時扶助費）には該当しないとして行われた原処分は、適正である。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 請求人は、生活に困窮しているにもかかわらず本件申請を却下した原処分は、違法又は不当であると主張する。

3 しかしながら、洗濯機等の処分に要する費用は、社会通念上、通常予測される生活需要の範囲内と考えられ、災害等により家財の処分を要する場合を別とすれば、予想外の事由により臨時多額の需要が生じたものとはいえない。そして、請求人は、洗濯機等の処分に要する費用については、経常的最低生活費の範囲内であらかじめ想定しておくべきものであったと考えられる。また、請求人が医療機関に入院する等のために洗濯機等の処分が必要になったような事情は、特段認められない。

したがって、本件において、家電リサイクル料金は、保護の処理基準に照らし、一時扶助費のいずれの支給要件にも該当せず、原処分に違法又は不当な点は認められない。

4 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年7月1日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月9日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要（以下「最低生活費」という。）を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。

また、保護の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めている。かかる基準によれば、最低生活費は、経常的最低生活費と臨時的最低生活費（一時扶助費）に区分されている。このうち、一時扶助費は、出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要その他の特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ないときに限り、臨時的に認定するものとされている。そして、一時扶助費は、被服費、家具什器費、家財処分料等に区分され、予想外の事故や生活の場の転換などにより臨時多額の需要が生じた場合には特別の対応が必要となることから、かかる特定条件下における臨時特別の需要に対応するものであるとされている。このうち家財処分料は、借家等に居住する単身の被保護者が医療機関等に入院し、若しくは入所し、又は有料老人ホーム等に入居し、入院若しくは入所又は入居見込期間が6か月を超えることにより真に家財の処分が必要な場合で、敷金の返還金、他からの援助等によりそのための経費を賄うことができないものについては、家財の処分に必要な最小限度の額を特別基準の設定があったものとして認定して差し支えないとされている。

この点、請求人は、生活に困窮しているにもかかわらず本件申請を却下した原処分は、違法又は不当であると主張する。

しかしながら、家電リサイクル料金は、社会通念上、通常予測される生活需要の範囲内と考えられ、被災や医療機関への入院等の予想外の事故や生活の場の転換などにより家財を処分する必要がある場合を別とすれば、特別の対応が必要となる臨時多額の需要とはいえないところ、本件において、請求人に、このような特段の事情は認められない。

したがって、本件において、家電リサイクル料金は、保護の処理基準に照ら

し、一時扶助費のいずれの支給要件にも該当しないとして原処分を行った処分庁の判断に、違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、原処分にはこれらを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおりに、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子